

「令和8～9年度クリーンセンターふたば埋立処分等工事」の質問回答書

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	4	4. (4) ア	<p>『ア 国又は地方公共団体が発注する公共工事（廃棄物の埋立、除去土壌の保管及び管理、管理型の廃棄物最終処分場の工事完成）の施工経験 国とは環境省及び他省庁（地方出先機関（局及び事務所・管理所等）を含む）、地方公共団体とは、福島県及び福島県内市町村とする。 廃棄物の埋設は年間 20,000m³以上、 管理型の廃棄物最終処分場の工事完成の実績は、埋立容量が200,000m³以上であること。』との記載がございますが、「除去土壌の保管及び管理」における施工経験については数値的基準の記載がありません。</p> <p>前工事の『令和5年度から令和7年度までのクリーンセンターふたば埋立処分等工事』における入札説明書を確認すると「・元請けとして平成 25 年4月1日以降に、廃棄物又は除去土壌等の埋立及び管理の実績（年間 20,000m³ 以上）を有すること。」との記載がございましたので、同様に、本工事における除去土壌の保管及び管理の施工経験についても、除去土壌等の埋立及び管理が年間 20,000m³ 以上であれば良いと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	貴見のとおりです。
2	入札説明書	26	13. (2)	<p>契約保証は金銭的保証を要するものと理解しました。一方、現場説明書2. (5)②～④によればセメント固化、不燃物封入、廃棄物運搬の間接工事費は「環境省における業務委託経費の算出等に関する基本方針」を適用するとされており、当該方針（令和6年3月）を拝読すると契約保証費に係る記載が無く、数量総括表でも計上されておられません。セメント固化、不燃物封入、廃棄物運搬の請負代金額に係る契約保証費は下記のいずれをお考えでしょうか。</p> <p>①当初は計上せず、変更協議の対象とする。 ②当初で計上する。（この場合の計上方法をご教示願います。） ③セメント固化、不燃物封入、廃棄物運搬の請負代金額に係る契約保証費は計上せず、契約保証の対象外とする。 ④いずれでもない場合、考え方をご教示願います。</p>	④いずれでもない場合 セメント固化、不燃物封入、廃棄物運搬は契約保証の対象で、それに係る契約保証費は一般管理費に含まれます。
3	入札説明書	9	5. (1) イ	<p>指定テーマ1について、特記仕様書第5章第1節不燃物封入容器の表3-3および表3-4に、容器の仕様が記載されておりますが、封入容器の形状、寸法（外寸）を変更する提案は認められますでしょうか。ご教示願います。</p>	契約変更を要する技術提案は認められません。 なお、提案内容については地元との調整が必要となる場合がございます。

4	入札説明書	9	5. (1) イ	<p>指定テーマ2について、特記仕様書第5章第1節不燃物封入容器に表3-3および表3-4の容器の仕様から変更した形状、寸法（外寸）の封入容器を利用し、標準の1層3段積みから、施工基面の天端高さを合わせるため1層多段（4段以上）で埋立てる施工は可能でしょうか？ご教示願います。</p>	<p>回答No. 3を参照ください。</p>
5	入札説明書	9	5. (1) イ	<p>指定テーマ1および2について、特記仕様書第5章第1節不燃物封入容器に表3-3および表3-4に容器の仕様が記載されております。不燃物封入作業時に1袋あたりの内容量を調整することにより、1袋あたりの天端高さを変更する提案は認められますでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>回答No. 3を参照ください。</p>
6	入札説明書	9	5. (1) イ	<p>指定テーマ1および2について、封入容器の1袋の形状・寸法を変更した袋の場合や、1袋の内容量を調整し高さを調整した袋の場合でも、埋立処分に関する情報管理において、管理タグによる管理が必要になります。この場合においても1タグ1袋として出来高を計上する考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7	特記仕様書	12	第1編 第2章第1節	<p>「第1節埋立処分対象物の情報管理 1. 管理タグによる管理」につきまして、本工事におけるシステム構築の準備期間（廃棄物運搬や受入れ、埋立処分を開始するまでの準備期間）はどれくらいの期間を想定しておりますでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>契約締結後、1カ月程度での搬出開始を想定しています。</p>

8	特記仕様書	12	第1編 第2章第1節	「第1節埋立処分対象物の情報管理 1. 管理タグによる管理」につきまして、この管理情報は御省発注の別工事（中間貯蔵の除去土壌等輸送工事など）でも管理・採用されている「統合管理システム」との情報の連携は必要でしょうか。ご教示願います。	現時点において、連携することは考えておりません。
9	特記仕様書	40	第5編 第4章第4節	「第4節 運搬車両管理」について、本工事におけるシステム構築の準備期間（廃棄物運搬や受入れ、埋立処分を開始するまでの準備期間）は、どれくらいの期間を想定しておりますでしょうか。ご教示願います。	回答No.7を参照ください。
10	特記仕様書	40	第5編 第4章第4節	「第4節 運搬車両管理」について、この管理情報は御省発注の別工事（中間貯蔵の除去土壌等輸送工事など）で管理・採用されている「統合管理システム」との情報の連携や接続は必要でしょうか。ご教示願います。	現時点において、連携することは考えておりません。
11	特記仕様書	12、40	第1編 第2章第1節 および 第5編 第4章第4節	本工事において「管理タグによる管理」および「運行車両管理」を行うにあたり、御省の「統合管理システム」と連携・接続した新たなシステムを本工事で別途に構築する場合、準備期間に8カ月程度を要します。 御省発注の別工事（中間貯蔵の除去土壌等輸送工事など）にて採用されている総合管理システム（現場アプリ、車載アプリを含む）を用いる場合は、準備期間が1カ月程度で施工開始可能とのことです。 本工事の早期施工着手および事業全体の推進のため、本工事においても同様に、別工事で採用されている御省の総合管理システム（現場アプリ、車載アプリを含む）を導入し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から接続するアプリケーション機能（現場アプリと車載アプリ）を別途提供いただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	回答No.8及び10を参照ください。